



# 鳥取県公報

令和5年7月7日(金)  
第9513号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (336) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	肥料の登録 (337) (くらしの安心推進課) . . . . . 2
	大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出 (338) (企業支援課) . . . . . 2
	令和5管理年度におけるまさば対馬暖流系群等の知事管理漁獲可能量 (339) (漁業調整課) . . . . . 3
	土地改良区の役員の就退任 (340) (東部農林事務所) . . . . . 3
	土砂災害警戒区域の指定 (341) (治山砂防課) . . . . . 3
	土砂災害警戒区域の指定の変更 (342) (〃) . . . . . 3
	土砂災害特別警戒区域の指定 (343) (〃) . . . . . 4
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (344) (〃) . . . . . 4
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (345) (西部総合事務所県民福祉局) . . . . . 5
◇ 公 告	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 5
◇ 調達公告	総合評価一般競争入札の実施 (デジタル改革推進課) . . . . . 6
	落札者の決定 (4件) (教育センター) . . . . . 10

# 告 示

## 鳥取県告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社つづり	米子市長砂町875	訪問看護長砂のかぜ	米子市長砂町875	令和5年6月1日

## 鳥取県告示第337号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥 取 県 第567号	魚かす粉末	純正魚粉	窒素全量 8.5 りん酸全量 6.5	該当なし	株式会社錦海化成 境港市昭和町7-3	令和5年6月27日

## 鳥取県告示第338号

令和5年鳥取県告示第277号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）フーズマーケットホック両三柳店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 意見書を提出した市町村  
米子市
- 2 意見の概要
  - (1) 店舗敷地境界の騒音予測地点 f 地点の夜間における最大騒音の予測結果について、周辺住民への説明を十分に行い騒音対策を検討すること。
  - (2) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出を行うこと。
  - (3) 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第3条第1項の規定による許可の申請を行うこと。
- 3 縦覧に供する期間  
令和5年7月7日から1月間
- 4 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び米子市経済部商工課

**鳥取県告示第339号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）のまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県まさば及びごまさば漁業	現行水準

**鳥取県告示第340号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和5年7月7日

鳥取県東部農林事務所長 鈴 木 仁

退任した役員の氏名及び住所

理事 幸 山 登喜雄 鳥取市気高町高江27

令和5年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 久 野 純 一 鳥取市気高町郡家221-2

令和5年4月1日就任 任期3年

**鳥取県告示第341号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称  
中湯棚地区（Ⅱ-3694）
- 4 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第342号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称  
鳥取市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

## (3) 土砂災害警戒区域の名称

ア 名称の変更に係るもの

変更前 おん谷川 (I-1-1-1-108) 変更後 音谷川 (I-1-1-1-108)

変更前 井出ノ上川 (I-2-2-5-41) 変更後 柿京寺川 (I-2-2-5-41)

変更前 柿京寺川 (I-2-2-5-40) 変更後 水井出川 (I-2-2-5-40)

イ 区域の変更に係るもの

妙見川右支溪1 (I-1-1-1-114)、石谷川 (I-1-1-1-63)、音谷川 (I-1-1-1-108)、柿京寺川 (I-2-2-5-41)、水井出川 (I-2-2-5-40)

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## 2(1) 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称

鳥取市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## (3) 土砂災害警戒区域の名称

区域の変更に係るもの

高住地区 (I-65)、蔵見B地区 (I-1245)

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第343号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

## 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## 3 土砂災害特別警戒区域の名称

中湯棚地区 (II-3694)

## 4 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

## 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第344号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規

定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

妙見川右支溪1(I-1-1-1-114)、石谷川(I-1-1-1-63)、おん谷川(I-1-1-1-108)、井出ノ上川(I-2-2-5-41)、柿京寺川(I-2-2-5-40)

2(1) 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称

鳥取市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

一部について指定を解除するもの

高住地区(I-65)、蔵見B地区(I-1245)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第345号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和5年7月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 養和会	米子市上後藤八丁目9-23	F&Y境港	境港市中野町1929-1	自立訓練(生活訓練)	令和5年7月1日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(以下「技能講習」という。)を次のとおり開催する。

令和5年7月7日

鳥取県公安委員会委員長 久 本 雅 義

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和5年7月22日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ射撃場	トラップ射撃	7 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> 号の散弾	6人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

飛しょうする標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

## 調 達 公 告

総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

データ連携基盤構築業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 入札方法

- ア 本件入札は、総合評価一般競争入札により行うので、入札者は、入札書とともに入札説明書に定める見積書（次年度以降の運用保守に要する年間経費）を提出しなければならない。
- イ 入札は紙入札により行うものであること。
- ウ 契約に当たっては、入札書に記載した金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

- ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。
- オ 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和5年7月14日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

- ア 各構成員は、(1)のアからエまでの要件を全て満たしていること。
- イ 競争入札参加資格のうち、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良に登録されている構成員が1者以上であり、かつ、情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されている構成員が1者以上であること。

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和5年7月14日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ

場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

- (ア) 目的
- (イ) 名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 成立の時期及び解散の時期
- (オ) 構成員の住所及び名称
- (カ) 代表者の名称
- (キ) 代表者の権限
- (ク) 構成員の出資の割合
- (ケ) 運営委員会
- (コ) 構成員の責任
- (サ) 取引金融機関
- (シ) 決算
- (ス) 利益金の配当の割合
- (セ) 欠損金の負担の割合
- (ソ) 権利義務の譲渡の制限
- (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- (チ) 構成員の除名
- (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- (テ) 解散後の契約不適合責任
- (ト) 解散後の著作権
- (ナ) その他必要な事項

キ 各構成員は鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課

電話 0857-26-8319

電子メール [jouhou@pref.tottori.lg.jp](mailto:jouhou@pref.tottori.lg.jp)

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール [b\\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp](mailto:b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp)

#### (3) 入札説明書等の交付方法

令和5年7月7日(金)から同年8月4日(金)までの間にインターネットの鳥取県総務部デジタル・行財政改革局デジタル改革推進課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和5年7月7日(金)から同年8月4日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、最終



日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年8月22日（火）午後2時即時開札。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月21日（月）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟3階議会史編纂室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」又は「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、入札回数が記載されていない封筒は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和5年8月4日（金）正午までに郵便等又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札候補者の選定及び落札者の決定方法

ア 落札候補者の選定は、入札説明書で示すところにより、見積書（次年度以降の運用保守に要する経費）及び入札価格の総合評価により行う。

イ 本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札したもののうち、総合評価点の最も高かった者を、落札者として決定する。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 令和5年7月に予定されている組織改正後における3並びに4の(1)及び(3)の担当部局は、鳥取県政戦略本部デジタル局デジタル基盤整備課となる。併せて、電話、電子メール及びホームページのURLが変更となる予定である。変更となった場合はその旨公告し、併せて鳥取県のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>)に変更事項を掲載する。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured : Development of the Data linkage platform : 1 set

(2) August 4, 2023 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 22, 2023 2:00 PM: Time-limit for submission of tenders

(August 21, 2023 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Digital Reform Promotion Division, Tottori Prefectural Government  
1-220 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-8319

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県立鳥取工業高等学校パソコン実習室1パソコン等 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和5年5月9日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社ケーオウエイ 米子市両三柳328
5 落札金額	27,784,680円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和5年3月28日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県立鳥取工業高等学校シーケンス制御実習装置 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和5年5月9日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社ソルコム鳥取支店 鳥取市岩吉166-2
5 落札金額	28,446,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和5年3月28日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立鳥取工業高等学校 鳥取市生山111

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県立米子南高等学校特別教室棟情報処理システム 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和5年5月15日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社ケイズ 米子市両三柳2864-16
5 落札金額	73,260,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和5年3月31日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立米子南高等学校 米子市長砂町216

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年7月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県立倉吉農業高等学校情報処理室ほかパソコン等 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	令和5年5月24日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社ソルコム鳥取支店 鳥取市岩吉166-2
5 落札金額	82,938,240円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	令和5年4月11日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立倉吉農業高等学校 倉吉市大谷166